

令和2年11月相良村農業委員会定例総会議事録

1.開催日時 令和2年11月10日(火) 午後3時開会

2.開催場所 役場2階会議室

3.出席委員(9人)

会長(10番) 渡邊 和夫 職務代理者(3番) 富永 得治
(1番)西田 義和 (2番)永田 熊信 ~~(4番)高岡重盛~~
(5番)宮原 清人 (6番)川邊 美津子 (7番)平川 真由美
(8番)内元 幸一郎 (9番)岩坂 博行
地区推進委員
信國 敏彦 尾方 豊和 岩崎 盛光 伊東 明継 中竹 宏一
杉本 和博

4.欠席委員：農業委員(1人)

欠席委員：最適化推進委員(0人)

5.議事日程

日程第1 議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第2 議案第41号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

日程第3 議案第42号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画(案)に対する意見について

日程第4 議案第43号 非農地証明交付申請の承認について

その他

6.農業委員会事務局職員

事務局長 平田 智博

7. 会議の概要

開会：午後3時00分

議長	<p>1 開会・議長挨拶</p> <p>おはようございます。</p> <p>本日は、4番委員が欠席ですが、相良村農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立します。</p> <p>只今から、令和2年11月相良村農業委員会総会を開会します。</p> <p>相良村農業委員会会議規則第4条の規定により、私が議長として議事を進行させていただきます。</p>
議長	<p>2 議事録署名委員の指名について</p> <p>議事録署名委員は、1番委員、2番委員の2名を指名します。よろしくをお願いします。</p> <p>これより、議題に沿って会議を進めます。議案が4議案で、案件は14件です。</p>
議長	<p>3 議 事</p> <p>議案第40号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について</p>
議長	<p>はじめに、議案第40号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について審議します。1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第40号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明いたします。番号1、大字柳瀬字十島、地目は田で1筆、面積は978㎡です。権利種別は有償の所有権移転で、譲渡人及び譲受人は議案に記載されているとおりです。売買価格は400,000円です。なお、この案件は農用地区域外であり、7月4日の豪雨災害で被災された方が5条申請により農地を転用し、農家住宅を建てる予定となっております。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。</p>
柳瀬地区推進委員	<p>先日、本人さんのところに行ってきました。今説明があったよ</p>

議長	<p>うに、転用され住宅を建てられるようです。</p> <p>ただいま、事務局からの説明と柳瀬地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>議案第 41 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について</p>
議長	<p>次に、議案第 41 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権貸借)の承認について審議します。1 番についてですが、柳瀬地区推進委員に関する案件なので相良村農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づく議事参与制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(柳瀬地区推進委員退席)</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 41 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(利用権貸借)の承認について、ご説明いたします。番号 1、大字柳瀬字山ノ田、地目は田が 2 筆、合計面積は 2,487 m²です。賃貸借の新規で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 2 筆で玄米 180kg です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について 1 番委員に報告をお願いします。</p>
1 番委員	<p>両人に話を聞いてきました。新規で貸される方が体の具合が悪いの</p>

議長	<p>でとのことでした。少し小作料が高いのではと言いましたが、これで話が決まったそうで承認していいのではないのでしょうか。</p> <p>ただいま、事務局からの説明と1番委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで柳瀬地区推進委員の入室を許可します。</p> <p>(柳瀬地区推進委員入室・着席)</p>
議長	<p>次に、2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字柳瀬字八ッ田、地目は田が2筆、合計面積は5,453㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり23,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について1番委員に報告をお願いします。</p>
1番委員	<p>先日、電話で確認をとりました。記載されているとおり間違いありません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と1番委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p>

	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、3番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号3、大字柳瀬字新村、地目は田が1筆、面積は2,737㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は3年で賃借料は10a当たり玄米80kgです。以上です。
議長	引き続き、本件について1番委員に報告をお願いします。
1番委員	貸し手の妹さんに確認をとりました。記載されていることに間違いありません。
議長	ただいま、事務局からの説明と1番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。
	(意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。
	(異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、4番について事務局の説明をお願いします。
事務局	番号4、大字柳瀬字新並木、地目は畑が3筆、合計面積は5,872㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり5,000円です。以上です。
議長	引き続き、本件について3番委員に報告をお願いします。
3番委員	11月7日に柳瀬地区推進委員と行きまして、内容等の確認をいたしました。この農地は以前からの耕作放棄地解消からの継続の農地でありませぬ。以上でございます。

議長	<p>ただいま、事務局からの説明と3番委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、5番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号5、大字柳瀬字浜ノ上及び新並木、吉野尾、地目は田が11筆、畑が2筆、合計面積は21,776㎡です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は5年で賃借料は10a当たり田が20,000円、畑が5,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。</p>
柳瀬地区推進委員	<p>借受人の方に確認をとりました。記載されているとおり間違いございません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と柳瀬地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、6番についてですが、5番委員に関する案件なので相良村農業委員会会議規則第10条の規定に基づく議事参与制限</p>

	<p>により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p>(5 番委員退席)</p>
議長	<p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 6、大字柳瀬字小原ノ上、地目は田が 1 筆、面積は 1,506 m²です。賃貸借の再設定で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 5 年で賃借料は 10 a 当たり玄米 60kg です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について 7 番委員に報告をお願いします。</p>
7 番委員	<p>再設定でもあり、記載されているとおり間違いありません。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と 7 番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで 5 番委員の入室を許可します。</p> <p>(5 番委員入室・着席)</p>
議長	<p>次に、7 番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号 7、大字柳瀬字井沢原、地目は田が 3 筆、合計面積は 3,702 m²です。賃貸借の新規で、利用権を設定する者及び利用権の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は全筆で玄米 360kg です。なお、この案件の配分計画案については、議案第 42 号でご説明いたします。以上です</p>

議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(所有権移転)の承認について審議します。1番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>続きまして、所有権移転についてご説明いたします。番号1、大字川辺字中高原及び高原、地目は畑が2筆、合計面積は8,673㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりで、売買価格は3,000,000円、10aあたりに換算すると345,901円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について川辺地区推進委員に報告をお願いします。</p>
川辺地区推進委員	<p>11月1日に10番委員と確認しております。1筆でよかったそうですが、2筆お願いしたいとのことで話が決まったそうです。場所は広域農道から入っていった牛舎の近くになります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と川辺地区推進委員からの報告がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、2番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号2、大字深水字植竹、地目は畑が2筆、合計面積は606㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりで、売買価格は181,800円、10aあたりに換算すると300,000円です。以上です。</p>
議長	<p>引き続き、本件について10番委員が報告します。</p>
10番委員	<p>確認してきました。国道沿いの農地で、2枚ありますが狭いところになってます。隣地の家も買われましたので、この農地も買うことになったそうです。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明と10番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、3番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号3、大字柳瀬字浜ノ上、地目は畑が1筆、面積は1,902㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりで、売買価格は570,600円、10aあたりに換算すると300,000円です。以上です</p>
議長	<p>引き続き、本件について3番委員に報告をお願いします。</p>
3番委員	<p>公社を通しての案件で、私が立会いをしてきました。牧場の近くなりますが、昔は梅の木が植えてあって、今は綺麗になっております。</p>

議長	<p>ただいま、事務局からの説明と3番委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。次に、4番について事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号4、大字川辺字別府原、地目は田が3筆、合計面積は7,548㎡です。所有権を移転する者及び所有権の移転を受ける者は議案に記載されているとおりで、売買価格は3,000,000円、10aあたりに換算すると397,457円です。以上です</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。</p>
1番委員	<p>次買われるところには、管理をきちんとするよう公社を通して言っておいてください。</p>
事務局	<p>はい、わかりました。</p>
議長	<p>事務局から公社のほうに言うておくようお願いします。他にご意見はありませんか。</p> <p>(意見なしの声)</p>
議長	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。</p>

<p>議長</p>	<p style="text-align: center;">議案第 42 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について</p> <p>次に、議案第 42 号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について、審議します。1 番についてですが、川辺地区推進委員に関する案件なので相良村農業委員会会議規則第 10 条の規定に基づく議事参与制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（川辺地区推進委員退席）</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 42 号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見について、ご説明いたします。番号 1、大字柳瀬字井沢原、地目は田が 3 筆、合計面積は 3,702 m²です。権利種別は機構法賃貸借による転貸しで、権利を設定する農用地及び権利の設定を受ける者は議案に記載されているとおりです。期間は 10 年で賃借料は全筆で玄米 360 kg です。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局からの説明がありました。本件につきましてご意見ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（意見なしの声）</p>
<p>議長</p>	<p>ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声）</p>
<p>議長</p>	<p>ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。ここで川辺地区推進委員の入室を許可します。</p> <p style="text-align: center;">（川辺地区推進委員入室・着席）</p> <p style="text-align: center;">議案第 43 号 非農地証明交付申請の承認について</p>

議長	次に、議案第 43 号非農地証明交付申請の承認について審議します。1 番について事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第 43 号非農地証明交付申請の承認について、ご説明いたします。番号 1、大字柳瀬字立神、地目は畑で 1 筆、面積は 2,804 m ² です。この案件は 10 月 29 日に担当地区の推進委員さんと現地確認しております。所有者は八代市の方で、なかなか管理できない状況であり、写真で確認していただいたとおり、また、周囲の状況からしても農地として継続して利用することは困難な状態です。
議長	引き続き、本件について柳瀬地区推進委員に報告をお願いします。
柳瀬地区推進委員	場所は相良ニュータウンの交差点のところですよ。10 月 29 日に確認しまして、写真のとおり荒れて農地としての利用は困難です。非農地として承認することはやむを得ない状態です。
議長	ただいま、事務局からの説明と柳瀬地区推進委員からの報告がありましたが、本件につきましてご意見ありませんか。
各委員	この状態ならやむを得ないかもしれません。
議長	他にご意見はありませんか。 (意見なしの声)
議長	ご意見がないようですので、本件は原案のとおり承認してよろしいですか。 (異議なしの声)
議長	ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定いたします。
議長	これをもちまして、本日提案しました議案は全て終了しました。 その他
事務局	(1) 次回の総会の開催日について

議長	12月7日(月) 午前9時から 4 閉会 それでは、これで本日の総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。
----	--

閉会：午後3時40分

会議の内容に相違なき事を認め、ここに署名する。

令和2年11月10日

相良村農業委員会

署名委員 1番 _____ (印)

署名委員 2番 _____ (印)